

公益財団法人福井県スポーツ協会 専門委員会規程

第1条 公益財団法人福井県スポーツ協会（以下「本会」という。）定款第39条の規定に基づき、専門委員会（以下「委員会」という）を設置する。

第2条 委員会の名称は、別表の通りとする。

2 委員会は、定款第39条に基づき、理事会に意見を具申するとともに、理事会の諮問に応ずる。

第3条 委員会は、本会役員、学識経験者やその他理事長が必要と認めた者で組織する。

2 委員は、理事長が理事会に諮って会長が委嘱する。

第4条 委員会に次の役員を置く。

(1) 委員長 1名

(2) 副委員長 若干名

2 委員長は、会長が委員の中から委嘱し、委員会を代表して会務を統轄する。

3 副委員長は、委員長が指名し、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

第5条 委員の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第6条 委員会は、必要に応じ委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 委員会は、委員総数の過半数が出席しなければ、委員会を開き議事を議決することができない。

3 委員会の決議は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 本会役員、事務局長は、委員会に出席して意見を述べることができる。

5 委員長が必要と認めたときは、委員会に関係者の出席を求め、その意見を聴取することができる。

別表 総務企画委員会
競技力向上対策委員会
生涯スポーツ委員会
スポーツ医・科学委員会

附則

- 1 この規程は、平成8年4月24日から施行する。
- 2 この規程は、平成10年4月28日から施行する。
- 3 この規程は、公益財団法人福井県体育協会の設立の登記の日
(平成24年4月1日) から施行する。
- 4 この規程は、平成30年4月1日から施行する。
- 5 この規程は、令和4年5月27日から施行する。
- 6 この規程は、令和6年5月31日から施行する。